大学等放射線施設協議会

第2回「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係る審査ガイド等案の整備に関する被規制者からの意見聴取」に対する意見

審査ガイドに対する意見

ページ	場所	意見
8	編注:第2章 使用施設 第3節 使用	常時立入る場所の線量限度は1週間につき1ミリシーベルトであり、一方で他の放射線施
	施設の遮蔽【確認の視点】5.	設からの外部被ばくの寄与は管理区域が隣接していない限り、3月間につき1. 3ミリシ
	(6)	一ベルト以下となるべきであり、対照する線量基準が大きく異なるため、他の放射線施設
	①の次に以下を追加し、②以下を繰	からの外部被ばくの寄与は常時立入る場所の複合評価の対象から除外すべき
	り下げる。	
	② 人が常時立ち入る場所に係る複	
	合評価	
	放射線施設内の人が常時立ち入る場	
	所に関する評価においては、評価の	
	期間とする1週間につき他の放射線	
	施設からの影響により又は他の放射	
	線施設の常時立入場所において外部	
	放射線に被ばくするおそれがあり、	
	かつ、空気中の放射性同位元素(放	
	射線発生装置から発生した放射線に	
	より生じた放射線を放出する同位元	
	素を含む。)(以下、「放射性同位	
	元素 * 」という。)を吸入摂取す	
		編注:第2章 使用施設 第3節 使用施設の遮蔽【確認の視点】5. (6) ①の次に以下を追加し、②以下を繰り下げる。 ② 人が常時立ち入る場所に係る複合評価 放射線施設内の人が常時立ち入る場所に関する評価においては、評価の期間とする1週間につき他の放射線施設の常時立入場所において外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性同位元素(放射線を接置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。)(以下、「放射性同位

		るおそれあるときは、それらを複合	
		して評価し、それぞれの線量限度又	
		は濃度限度に対する割合の和が1を	
		超えていないこと。(数量告示第2	
		5条第1項)。	
2	9	⑤工場又は事業所の境界等に係る複	排水についてこの合算が必要となるのは、工場又は事業所の境界付近に住む居住者が、工
		合評価	場又は事業所の排液または排水を摂取する場合に限られ、そのようなことは現代の日本で
			は極めて稀と考えられます。であれば、合算を標準的な手順とするのではなく、「排水の
		とし工場又は事業所境界及び工場又	合算は、工場又は事業所の境界付近に住む居住者が工場又は事業所の排液または排水を経
		は事業所内の人が居住する区域に関	口摂取するおそれがある場合に限る」などとガイドで記載していただき、多くの事業者が
		する評価においては、評価の期間と	この点について、「個別に繰り返し」悩まなくて済むよう御配慮いただければ幸いです。
		する3月間につき放射線施設からの	
		影響により外部放射線に被ばくする	また、排気についてこの合算が必要となるのは、排気口から居住者の住宅までの距離が近
		おそれがあり、又は空気中の放射性	い都市部に限られるはずです。排気の大気中での拡散は、英国法などで評価可能であり、
		同位元素 * を吸入摂取若しくは水中	距離と減衰率の関係は表にできます。表は管理実務マニュアルにでも示していただき、
		の放射性同位元素 * を経口摂取する	「減衰が例えば 1/100 や 1/1000 になる距離より離れている場合や、空気中 RI による被ば
		おそれがあるものについて、それら	くが年間 $10\mu\mathrm{Sv}$ を下回る場合、排気の合算は不要」として、そのような距離の下限をガイ
		を複合して評価し、それぞれの線量	ドで予め示していただくと、多くの事業者が助かります。
		限度又は濃度限度に対する割合の和	
		が1を超えていないこと。(数量告	これら 2 点は、RI や加速器の利用の安全を担保するための社会的コストを削減できるもの
		示第25条第2項)	であり、事業者、規制者、国民のすべてにメリットがあることと存じます。
3	12	放射化物の管理の要否に係る検討に	管理する立場としては、過去に「放射線発生装置使用施設における放射化物の取扱いにつ
		当たっては、実験による知見及び実	いて」(科学技術庁原子力安全局放射線安全課長通知)で示されたように表面から 10cm 離
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

機より得られた実績等に基づき科学 れた位置における1cm線量当量率が600nSv/時以下でかつ、表面密度限度の10分の1 的な検討を行うこと基本とするほ 以下等と実測可能な数値で管理基準を示していただいた方が好ましいと考えます。 か、別記1に示す考え方も検討の根 拠とし得る。このとき放射化物とし て取り扱うか否かの判断は、放射能 濃度の確認の制度の導入に伴って数 量告示第27条に規定した放射能濃 度及びその設定の考え方が参考とな る。 │法令では"腐食しにくい材料を用いること。"と記載されており、腐食しにくい材料を用 18および22 (3)排気設備の構造及び材料(規 則第14条の11第1項第4号二) いていれば、その塗装に関しては必ずしも規制されるものではないと理解します。もれ腐 排気管又は排気ダクトの継目や接続 食しにくい材料を用いていること"又は"排気管の塗装の状況が示されていること。で良 の状況、排気設備の排気の出入口部 いと思います。 以外の部分の密閉性等、排気口以外 から気体が漏れにくい構造であるこ とが示されていること。また、排気 設備は排気されるものの温度、圧力 に耐え、排気設備には、取り扱う核 種及びその化学形並びに放射性同位 元素の使用及び廃棄の方法等に対 し、腐食しにくい材料を用いている こと及び排気管の塗装の状況が示さ

		れていること。	
5	29	別記 1	│ │ 6 MeV 以下の電子加速器から発生する X 線のエネルギーは、電子の最大加速エネルギーを
		(1)放射化物の範囲について	│ │ 超えることはないため、"最大加速エネルギーが6MeV以下の電子加速器(医療用直線
		② 核子当たりの最大加速エネルギ	│ │加速装置のうち、×線の最大エネルギーが6Me∨以下のものを含む。)"の記述は、
		 一が2.5MeV未満のイオン加速	│ │ "最大加速エネルギーが6MeV以下の電子加速器(X線の最大エネルギーが6MeV以
		 器(た	│ │下の放射線発生装置を含む。)"とするか、()自体をなくしてしまった方が好ましいと考
		│ │だし、重水素とトリチウムの核反応	 えます。
		│ │などを用いて中性子を発生させる目	
		的で	
		│ │使用される加速器を除く。)及び最	
		大加速エネルギーが6MeV以下の	
		電子	
		│ │加速器(医療用直線加速装置のう	
		ち、X線の最大エネルギーが6Me	
		∨以下	
		のものを含む。) については、当該	
		加速器の本体及び遮蔽体などの周辺	
		設備	
		 等は放射化物としての管理は不要で	
		ある。	
6	29~30	④、(2) など	電子線の最大エネルギーではないでしょうか。
		X 線の最大エネルギー	

松本ガイじ

117	г
丕	7
ш	•

号 ページ	場所	意見
8	「使用者等の区分に応じ、必要な人	a は適切であるものの、b は法や規則で定めがなく、本ガイドで初めて現れた過剰な要求で
	数が主任者として選任されているこ	はないかと思います。そもそも主任者に要求されているのは、管理に実務ではなく監督で
	と」(規則第30条第1項)に対応	すので、複数事業所における併任は物理的に可能です。
	する検査対象項目	
		大学等で学内を細かな事業所に分割している場合、人事異動などにより事業所ごとの主任
	a 使用者等の区分ごとに定められた	者が空席となり、学内の複数の事業所の主任者を一時的に兼務することはありうると思い
	それぞれの単位につき、「少なくと	ます。また、このような兼務を認めることで、経験豊かな主任者が監督するメリットもあ
	も一人」の選任が行われていること	ると思います。
	を確認する。	b を定めることで防ぐことができる事態としては、多くの事業所において一人の主任者が
	b 選任主任者が複数事業所等におい	選任主任者を務め、その結果として「必要な人数の主任者が選任されること」が実現でき
	て併任をしていないことを確認す	ない場合かと思います。このようなことは極めてまれであると考えるものの、もしこのよ
	る。	うな事態を防ぐ必要があるのであれば、併任を同一法人内に限定する、あるいは、併任数
	例えば、同一使用者等が、使用許可	や事業所の規模を考えて個別に指導をされることが現実的では無いかと考えます。
	を得た複数の事業所等を有している	
	場合があるが、そのような場合にお	また、主任者代理の併任について記載がないので、「主任者代理の併任は妨げない」と記
	いても、主任者に法令上の義務を確	載いただければ幸いです。
	実に遂行させる観点から、「甲事業	
	所」で主任者に選任されている者を	
	「乙事業所」の主任者としても選任	

		することはできない。このような併	
		任が行われていないことを確認する	
8	10	選任主任者の複数事業所等における	同上
		併任が行われていないことを確認す	
		る 。	
9	16	イ 主任者が職務を遂行できない期	主任者にも休暇はありますので、
		間があったか否か	イ 主任者が30日以上職務を遂行できない期間があったか否か
		まず、主任者が職務を遂行できない期	とされる方が好ましいと考えます。
		間があったか否かについては、その事	
		実を示す記録(例えば、主任者の代理	
		者選任届等) があればその記録を調査	
		するほか、主任者その他の関係者への	
		聴取を行うこと等により事実関係を	
		確認する。	
1 0	19	①使用者等が、放射線障害を受けた者	こういったことは実施されていれば望ましいことではあるものの、起こった場合の体制・手
		又は受けたおそれのある者に対して、	順の構築と起こらないようにする努力への労力の配分は、事業者ごとに異なります。体制・
		規則第23条第1号及び第2号に定	手順の構築を法や施行規則で求めてはおらず、これが構築されていないからと言って「法令
		める保健上の措置等を講じるための	違反」とは言えないはずです。もしこれに言及されるのであれば、「体制・手順の構築が望
		体制・手順を、あらかじめ構築してい	ましい」などの緩やかな誘導や例示に留めるべきではないでしょうか。
		ること。	
1 1	20	(2)検査方法	同上

本ガイドの範疇外

12 1. 変更許可申請の審査期間が従来よりも(標準審査期間の3ヶ月よりも)長くかかっているように思われます。

おそらくコロナ対応の影響だと思いますが、新規ではなく変更許可申請では、最低限標準審査期間の90日は守っていただきたく存じます。 必要であれば、適宜ヒアリングでご説明に行くこともやぶさかでありません。

ただただ待たされて最終的に何もコメントなしの状況では、実験施設の利用を心待ちにして限られた年月で卒業論文を書かねばならない大学生等 利用者に示しが付きません。

本ガイドを作成することで審査期間が短縮されることを期待します。

1 3 2. また、本ガイドを作成することで、低レベル放射化物の線量評価等、法令に基づかない指導が少なくなればと思います。 法令外に必要な安全対策は、各事業所ごとに異なりますので、放射線予防規程で記載してもらい実施することとして頂ければと思います。